

2011年10月11日 新聞切り抜き情報（年金支給年齢引き上げ）

○日経新聞

年金、70歳支給開始も視野に 若年世代に痛み 2011/10/11 23:01

厚生労働省は11日、年金の支給開始年齢を68～70歳に引き上げることも視野に検討に入った。長寿で年金の受取期間が長くなっているため、年金財政の悪化を防ぐ狙いがある。1歳の引き上げで国の負担が年0.5兆円減る見込みだ。ただ、実現しても2024年以降の引き上げとなり、若年世代に痛みが集中する。年金受給が本格化する団塊世代への影響はなく、世代間格差の拡大につながるおそれがある。

社会保障と税の一体改革では、支給開始年齢を68～70歳に引き上げることと、厚生年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールを前倒しする2つの案が盛り込まれていた。厚労省は一体改革に沿って、社会保障審議会年金部会で3つの案を提示した。

1つ目は3年ごとに1歳ずつ引き上げる厚生年金の支給開始年齢を2年ごとに前倒しして、65歳に引き上げる案だ。2つ目は現在の引き上げスケジュール通り65歳まで上げた後、同じ3年ごとに1歳のペースで68歳まで引き上げる。3つ目は2年ごとに1歳のペースで65歳までの引き上げの前倒しを行い、さらに同じペースで68歳まで引き上げる案だ。

65歳以上への引き上げは、最も早い3つ目の案で、24年以降の実施となる。現在53歳以下の支給開始年齢が遅れるが、団塊世代の年金額の削減にはつながらない。物価に応じて受給者の年金を減額するマクロ経済スライドを発動しない限り、支給開始年齢の引き上げで、現役世代の理解を求めるのは難しそうだ。

高齢者雇用の確保も引き上げの前提となる。企業は定年延長や高齢者の継続雇用で対応する必要があるが、経団連は人件費の増加につながることから、反対の立場を鮮明にしている。連合も若年雇用に影響が出るとして、労使ともに現在の65歳までの引き上げが限度とみている。引き上げが思惑通りに実現できるかは不透明な情勢だ。

○NHKテレビ

年金支給“68～70歳視野に” 10月11日 17時45分

厚生労働省は、年金の支給開始年齢について、急速に進む少子高齢化などを踏まえ、将来的に68歳から70歳程度への引き上げを視野に検討する必要があるとして、11日の社会保障審議会に見直し案を示し、本格的な議論を始めました。

年金の支給開始年齢を巡っては、厚生年金について、男性は2025年度までに、女性は2030年度までに、60歳から段階的に65歳まで引き上げ、基礎年金と合わせることが決まっています。厚生労働省は、急速に進む少子高齢化によって年金財政が悪化すると予想されることから、さらに68歳から70歳程度への引き上げを視野に検討する必要があるとして、11日の社会保障審議会の年金部会で3つの見直し案を示しました。それによりますと、1つは、3年に1歳ずつ引き上げる予定の厚生年金の支給開始年齢を、2年に1歳ずつに前倒しして65歳に引き上げる案です。2つめは、3年に1歳ずつ引き上げる今のスケジュールで65歳まで引き上げたあと、同じペースで3年に1歳ずつ、基礎年金とともに68歳まで引き上げる案です。そして、3つめは、2年に1歳ずつに前倒しして65歳まで引き

上げたあと、さらに同じペースで基礎年金とともに68歳まで引き上げる案です。これに対して出席者からは、「高齢者の雇用確保の議論が進まなくては支給開始年齢の引き上げの議論の入り口にすら立てない」という指摘や、「引き上げを行っている最中にまた変更するのでは制度への信頼が保てない」などといった反対意見が出されました。その一方で、「年金財政がひっ迫していることを考えると引き上げざるをえないのだから、早めに議論を進めていくべきだ」といった意見もありました。厚生労働省は、年金の支給開始年齢を引き上げるには、定年制の見直しなど高齢者の雇用対策も同時に検討する必要があるとして慎重に議論を進め、年内にも改革案を取りまとめたいとしています。一方、60歳から64歳で、年金と給料の合計が月額28万円を超えると、年金が減額される「在職老齢年金制度」の仕組みについて、働く意欲を阻害しているという指摘があることから、厚生労働省は11日の年金部会に、減額の対象となる限度額を65歳以上と同じ46万円や平均的な給与水準に合わせた33万円に緩和する案などを示しました。

○FNNフジテレビ

厚生省、厚生年金支給開始年齢を「68歳～70歳」までさらに引き上げる見直し案の検討開始

厚生労働省は、厚生年金の支給開始年齢を「65歳」からさらに引き上げ、「68歳～70歳」とする見直し案の検討を始めた。

厚生年金の支給開始年齢は、65歳まで段階的に引き上げることが決まっていて、男性は2025年度までに、女性は2030年度までに完了することになっている。

しかし、日本人の平均寿命が年々延びていることや、すべての「団塊世代」が2014年には支給開始年齢に達することなどから、今後、財政上の負担が大幅に増えることが予想され、厚労省は、支給開始年齢を「68歳～70歳」まで、さらに引き上げる見直し案の検討を始めた。

11日の年金部会では、すでに決まっている支給開始年齢引き上げを前倒しして行う案についても議論されたが、いずれの案も、老後の生活設計に大きな影響を与えるもので、「慎重に行うべきだ」との意見が相次いだ。

厚労省は今後、高齢者の雇用をどのように確保するかなどについても検討する方針。

(10/11 21:16)

○TBSテレビ

年金支給開始年齢引き上げの議論開始

私たちの老後は、大丈夫でしょうか。厚生労働省の年金部会は、厚生年金の支給開始年齢について、将来的に68歳から70歳程度に引き上げるための具体的な議論を始めました。

厚生年金の支給開始年齢の引き上げは、今年6月、政府の「社会保障と税の一体改革」の成案に「68歳から70歳へのさらなる引き上げについて検討すること」と盛り込まれていて、これを受け、11日から年金部会での具体的な議論が始まりました。

厚生年金の支給開始は、男性が2025年度までに女性が2030年度までに65歳になるよう3年に1歳ずつ段階的に引き上げている最中ですが、11日は、このスケジュールを2年に1歳ずつに早め、68歳まで引き上げる案も示されました。

支給開始年齢の引き上げは、定年の延長や再雇用の充実など高齢者の雇用対策と密接に絡み、世代間格差を広げることにもつながるため国民の反発も予想され、年金部会では慎重に検討することになっています。(11日 17:16)

○読売新聞

年金支給「68～70歳」議論で厚労省3案提示

厚生労働省の社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の年金部会は11日、厚生年金の支給開始年齢を将来的に68～70歳に引き上げるための議論を本格的にスタートさせ、三つの案を提示した。

同省は、年内の改革案取りまとめを目指す。

厚生年金の支給は、男性は2025年度まで、女性は30年度までに、それぞれ60歳から段階的に65歳まで引き上げ、基礎年金と合わせることがすでに決まっている。

だが、厚労省は、少子高齢化の急速な進展や、国民の平均寿命の伸びを念頭に、年金財政の安定化のためには年金支給開始年齢の一層の引き上げの検討に入る必要があると判断した。

3案は、〈1〉厚生年金の支給開始年齢を3年に1歳ずつ引き上げる既定スケジュールを「2年に1歳ずつ」に前倒しし、65歳に引き上げる〈2〉厚生年金を現在のスケジュールで65歳まで引き上げた後、基礎年金と併せて支給開始年齢を3年に1歳ずつ引き上げ、68歳に引き上げる〈3〉2年に1歳ずつ前倒しして65歳まで引き上げた後、さらに同じく2年に1歳ずつ引き上げ、両年金の支給開始年齢を68歳に引き上げる——との内容だ。

(2011年10月11日21時58分 読売新聞)

○日経新聞

働く高齢者の年金減額縮小を検討 厚労省、高齢者の就労促す

2011/10/11 22:59

働く高齢者の年金減額縮小を検討 厚労省、高齢者の就労促す 2011/10/11 22:59

厚生労働省は11日、働きながら年金をもらう「在職老齢年金制度」の見直しに着手した。60～64歳で働く社員は給与と年金の合計が月額28万円を超えると年金が減額される仕組みがあるが、減額幅を今より圧縮する改革案を示した。高齢者の就労意欲に配慮する。年金財政の悪化を防ぐため、年金の支給開始年齢を68～70歳に引き上げる改革案も示した。いずれも労使の反対が強く、実現するかは不透明だ。

政府が6月に決めた社会保障と税の一体改革を受けて、厚労省は社会保障審議会年金部会で具体化作業に入っている。11日は、在職老齢年金の見直しと支給開始年齢の引き上げについて議論した。

在職老齢年金は60歳以降も働きながら厚生年金を受け取る人の年金額を調整する仕組み。現行制度では60～64歳の場合、給与と年金の合計が月額28万円を超えると、28万円を超えた分の半分だけ受け取る年金が減額されている。65歳以上は合計額が46万円を超えると年金が減る仕組みだ。

この制度は収入が増えると年金が減額されるため、シニア層の働く意欲を阻害しているとの指摘がある。このた

め厚労省は60～64歳について、(1)減額する基準を65歳以上と同じ46万円に引き上げる(2)60歳代の給与の平均額(33万円)に引き上げる(3)60歳代前半は年金の調整そのものを廃止する——という3つの見直し案を示した。

現在は60～64歳の約120万人が同制度に基づいて年金を減額されており、減額分の総額は年間1兆円に上る。減額幅が圧縮されれば、働くシニアの年金は今より増えることになる。「年金が減るくらいなら働くのをやめよう」と考えていた人が減り、60歳以降も働き続ける人が増えるとの判断だ。

ただこの財源は厚生年金の保険料で賄うので、改革を実施すると現役世代の会社員と企業の負担が増える。厚労省の試算では調整廃止で年1兆円、基準額を46万円まで上げると5000億円、基準が33万円なら2000億円の追加財源がかかる。46万円の場合で厚生年金の保険料は年率0.2～0.3%の引き上げが必要だ。このため同日の議論では労使から見直しに反対する意見が出された。

60歳代前半で働く人の年金額はかつて一律2割削減していた時期もあったが、2004年の改正で廃止された。こうした見直しの結果、「今の制度はすでに就労を阻害する効果が小さくなっている」との意見もある。

制度の恩恵を受けるシニアが特定の世代だけに集中するという問題もある。厚生年金の支給開始年齢は65歳まで段階的に引き上げることが決まっているため、制度改革で年金が増えるのは現時点で51歳～60歳代前半の人に限定される。

厚生労働省は11日、働きながら年金をもらう「在職老齢年金制度」の見直しに着手した。60～64歳で働く会社員は給与と年金の合計が月額28万円を超えると年金が減額される仕組みがあるが、減額幅を今より圧縮する改革案を示した。高齢者の就労意欲に配慮する。年金財政の悪化を防ぐため、年金の支給開始年齢を68～70歳に引き上げる改革案も示した。いずれも労使の反対が強く、実現するかは不透明だ。

政府が6月に決めた社会保障と税の一体改革を受けて、厚労省は社会保障審議会年金部会で具体化作業に入っている。11日は、在職老齢年金の見直しと支給開始年齢の引き上げについて議論した。

在職老齢年金は60歳以降も働きながら厚生年金を受け取る人の年金額を調整する仕組み。現行制度では60～64歳の場合、給与と年金の合計が月額28万円を超えると、28万円を超えた分の半分だけ受け取る年金が減額されている。65歳以上は合計額が46万円を超えると年金が減る仕組みだ。

この制度は収入が増えると年金が減額されるため、シニア層の働く意欲を阻害しているとの指摘がある。このため厚労省は60～64歳について、(1)減額する基準を65歳以上と同じ46万円に引き上げる(2)60歳代の給与の平均額(33万円)に引き上げる(3)60歳代前半は年金の調整そのものを廃止する——という3つの見直し案を示した。

現在は60～64歳の約120万人が同制度に基づいて年金を減額されており、減額分の総額は年間1兆円に上る。減額幅が圧縮されれば、働くシニアの年金は今より増えることになる。「年金が減るくらいなら働くのをやめよう」と考えていた人が減り、60歳以降も働き続ける人が増えるとの判断だ。

ただこの財源は厚生年金の保険料で賄うので、改革を実施すると現役世代の会社員と企業の負担が増える。厚労省の試算では調整廃止で年1兆円、基準額を46万円まで上げると5000億円、基準が33万円なら2000億円の追加財源がかかる。46万円の場合で厚生年金の保険料は年率0.2～0.3%の引き上げが必要だ。このため同日の議論では労使から見直しに反対する意見が出された。

60歳代前半で働く人の年金額はかつて一律2割削減していた時期もあったが、2004年の改正で廃止された。こうした見直しの結果、「今の制度はすでに就労を阻害する効果が小さくなっている」との意見もある。

制度の恩恵を受けるシニアが特定の世代だけに集中するという問題もある。厚生年金の支給開始年齢は65歳まで段階的に引き上げることが決まっているため、制度改革で年金が増えるのは現時点で51歳～60歳代前半の人に限定される。

○時事通信

68～70歳引き上げで議論スタート＝年金支給開始、慎重論も－社保審議会

社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の年金部会は11日、2025年度（女性は5年遅れ）までに段階的に65歳に引き上げることになっている厚生年金の支給開始年齢を、68～70歳にさらに引き上げることや、65歳への引き上げ時期の前倒し案の検討に入った。政府・与党が6月に決定した社会保障と税の一体改革案を受けた。だが、現状で65歳までの雇用確保は進んでいないとして、出席者からは慎重論が相次いだ。

政府・与党の一体改革案は、年金財政の悪化や平均余命の伸びを踏まえ、厚生年金の支給開始年齢を欧米並みに68～70歳へ引き上げる方針を提示。支給開始年齢の引き上げ時期を前倒しする考えも盛り込んだ。

厚生年金の支給開始年齢は、基礎年金部分は60歳から65歳への段階的引き上げが進行中。報酬比例部分は現在は60歳からだが、13年度から段階的に65歳に引き上げることが法律で決まっている。同部会では、厚生年金の支給開始年齢を3年ごとに1歳ずつ引き上げて25年度に65歳とする現行のスケジュールを、1年ずつ前倒し、21年度に65歳とする案を議論。さらに(1)現行のスケジュールのまま(2)前倒し後の早めたペースで支給開始を68歳まで引き上げる案も取り上げた。各案とも厚労省がこれまでに例示していた。(2011/10/11-22:03)

○毎日新聞

厚生年金：支給開始年齢引き上げに布石…厚労省案

厚生年金の支給開始年齢を65歳に引き上げる計画を前倒しする厚生労働省案に対し、11日の社会保障審議会年金部会では「決まったものを途中で変えるのは国民の信頼低下を招く」といった意見が相次ぎ、実現の難しさを示した。

一方、68～70歳へ引き上げる案については、今改革での導入は困難とみられているものの、定年制度の延長などを前提に「いずれはやむを得ない」との意見も複数出された。

厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢（60歳）は男性が13年度から、女性は18年度からそれぞれ3年に1歳ずつ引き上げることが決まっている。これにより男性は25年度、女性は30年度以降、65歳からの支給となる。

それが厚労省が同日示した案では、男女とも13年度から2年に1歳ずつ引き上げ、65歳支給を21年度に早めることになる。1954年4月2日以降に生まれた人が対象で、11年度中に57歳となる54年度生まれの人は、4年後の61歳から受給できるはずだったのが5年後の62歳へとずれ込む。

背景には少子高齢化による年金財政の悪化がある。だが、支給開始年齢の引き上げに併せて実現するはずの65歳定年さえ、希望者全員が65歳まで働ける法整備はできていない。「老後の生活設計に影響を与える」（逢見直人UIゼンセン同盟会長付）のは確実で、実現は容易ではない。

支給開始年齢の68～70歳への引き上げも、現時点ではなお難しい。それでもいずれは避けられないとの意見は多く、厚労省も将来の布石として提示した。同日の部会で駒村康平慶応大教授は「早めに（次に備えた）議論を始めた方がいい」と指摘した。【鈴木直】

毎日新聞 2011年10月11日 23時04分

厚生年金：「在職」減額緩和検討...支給開始年齢引き上げも

厚生労働省は11日、60歳以降も働く人の厚生年金をカットする「在職老齢年金制度」に関し、60～64歳の減額基準を緩める案を社会保障審議会年金部会に示した。現在は賃金と年金の合計額が月28万円を超えると年金を減らしているが、この基準を65歳以上と同じ「46万円超」へと緩和する案と、60～64歳の平均所得に合わせた「33万円超」とする2案。

また同日は60歳から65歳へと段階的に引き上げている厚生年金の支給開始年齢について、2030年度を想定している引き上げ完了を9年早めて21年度とし、その後支給開始を68～70歳へ遅らせる案も正式に提示した。ともに来年の通常国会への関連法案提出を目指す。

以前は、働けば年金は支給されなかったが、低賃金の高齢者には老後保障が必要との観点から、65年度に在職老齢年金制度が創設された。ただ、同制度には「働く意欲を失わせている」との指摘もあるため、厚労省は見直すことにした。

現在、60～64歳の方はボーナスを含む月額換算賃金と年金の合計が月28万円を超すと、超過額の半分が毎月の年金から差し引かれる。年金と賃金が15万円ずつの方は月収30万円を基準を2万円超すため、超過額の半分、1万円がカットされ、年金は月14万円となる。

09年度の減額対象者は約120万人で、計1兆円分の年金が減額されている。厚労省の試算では、減額基準を「46万円超」に緩和すると給付総額が5000億円程度膨らみ、「33万円超」なら2000億円程度増える。

厚生年金の支給開始年齢は3年に1歳ずつ引き上げられており、男性は25年度、女性は30年度以降65歳となるため、恩恵を受けるのは一部世代にとどまる。さらに厚労省は支給開始年齢の引き上げペースを「2年に1歳ずつ」へと速めたうえで、65歳から支給の基礎年金も併せて68～70歳に引き上げる案を示した。1歳引き上げると基礎年金の給付費は年に約1兆円縮小する。【鈴木直】

毎日新聞 2011年10月11日 20時59分（最終更新 10月11日 21時12分）

○朝日新聞

働く60～64歳の年金増額案 就労促進へ厚労省

厚生年金をもらいながら会社員として働く場合に、収入に応じて年金を減額される仕組みについて、厚生労働省は11日、60～64歳の減額基準を緩める見直し案を社会保障審議会年金部会に示した。年金の増額で就労意欲を高めるねらいで、年内の決定をめざす。年金の支給開始年齢を68歳まで引き上げる案も示したが、こちらは慎重論が強く、実現のハードルは高そうだ。

いずれも、民主党政権が6月に大枠を固めた「税と社会保障の一体改革」に盛り込まれた。

増額の方角とされたのは「在職老齢年金」と呼ばれる制度。60歳以降、厚生年金をもらいながら働く人が対象だ。今の仕組みでは、月ごとの賃金（月給と賞与の月平均を足したもの）と年金の合計額が、60～64歳で28万円、65歳以上で46万円を超えた場合、原則として超えた分の半分、年金が減らされる。

厚労省が示したのは、60～64歳の人で減額が始まる基準額（今は28万円）の見直し案で、（1）33万円（60歳代前半の平均給与所得）（2）46万円（今の65歳以上と同じ）（3）制度を廃止して減額をしない——の3通り。09年度時点で、60～64歳で年金が減額されているのは約120万人。年間の年金給付の増加額は（1）案で2千億円、（2）案で5千億円、（3）案で1兆円と試算している。

年金減額の緩和は、「今の制度は働ける人の意欲をそいでいる」との批判を薄めるねらいだが、年金の支払額が増えるため、財源確保が課題となる。